

# 大阪府立刀根山高等学校 P T A 規約

第1条 [名称及び事務所] 本会は大阪府立刀根山高等学校 P T A と称し、事務所を同校内に置く。

第2条 [目的] 本会は、会員相互に協力して、学校と家庭及び地域社会との連絡を密にし、生徒の健全な成長を図るとともに本校教育の推進に寄与することを目的とする。

第3条 [活動] 前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 生徒の学習・生活態度の向上、進路指導及び健康の増進に協力する。
- 2 会員相互の親睦、教養、教育の研究に努める。
- 3 教職員の研修に協力する。
- 4 教育環境、施設の整備・充実に努める。

第4条 [方針] 本会は活動に当たって、次の方針を堅持する。

- 1 宗教や政党に関与せず、他のいかなる団体からも支配干渉も受けない。
- 2 営利を目的とする事業を行わない。
- 3 学校の運営及び教職員の人事に干渉しない。

第5条 [会員] 本会は次の会員をもって組織する。

- 1 本校に在籍する生徒の保護者
- 2 本校に勤務する教職員

第6条 [会計] 本会の経費は会費その他の収入をもってこれに充てる。

会費は生徒及び教職員一人につき、年額 4,000 円とする。

会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第7条 [総会] 本会の運営のため下記の会を設ける。

- 1 総会は本会最高の議決機関で下記のとおりとする。
  - (1) 定期総会は、毎年 5 月に開く。
    - イ 役員の承認、事業報告及び事業計画の承認、予算及び決算の承認、その他重要事項を審議する。
    - ロ 開催にあたり、遅くとも 7 日前までには日時・場所・議題について通知する。
  - (2) 臨時総会は、必要に応じて開く。
    - イ 臨時総会を開く時、遅くとも 3 日前までに日時、場所及び議題を通知する。
    - ロ 臨時総会は、会長が必要と認める場合の他、会員の 5 分の 1 の請求ある場合には開かねばならない。
  - (3) 総会は会員数の 10 分の 1 以上の出席者（委任状を含む）をもって定足数とし、議決は出席者の過半数による。また、委任状について、書面又は電磁的方法により、会長を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- (4) 総会の運営は実行委員会がこれに当たる。
  - (5) 定期総会及び臨時総会について、緊急事態時等や会員の招集が困難な場合及び実行委員会が必要と認めたときは、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議し、又は会長を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 委員総会は総会に次ぐ議決機関であって、必要に応じて隨時開く。定足数は全委員数の3分の1とし、議決は出席者の3分の2以上の同意による。

#### 第8条 [役員] 本会には、次の役員を置く。

- 1 会長 1名
  - 副会長 2名
  - 書記 2名 (1名は会長が教職員より委嘱する)
  - 会計 2名 (1名は会長が教職員より委嘱する)
- 但し、単年度に限り、必要のある場合は役員の数を増減することができる。
- 2 役員は第12条により候補者指名委員会で指名され、総会で承認を得る。
  - 3 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
  - 4 役員に欠員を生じた場合は、総会又は委員総会で補充し、その任期は前任者の任期の残存期間とする。

#### 第9条 [役員の任務] 本会役員の任務を下記のとおり定める。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理する。
  - (1) 総会、委員総会及び実行委員会を招集する。
  - (2) 総会の議決事項について執行する。
  - (3) すべての委員会の委員・委員長を、役員及び校長の承認を得て委嘱する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長がその任に当たれない場合はこれを代行する。
- 3 書記は全ての会合及び会の活動状況を記録・保管し、各会合の通知をする。
- 4 会計は、本会に関する会計を正確に行い、会計監査を経た上、年度末会計決算を総会で報告する。

#### 第10条 [委員会] 本会の目的を達成するために次の委員会を設ける。

- 1 各委員会には正副委員長を置く。なお、〔 〕内は、教職員の担当者である。
  - (1) 各学年委員会  
学校と家庭との連絡調整に努め、学年の活動に協力する。  
〔各学年主任〕
  - (2) 進路委員会  
生徒の学力向上及び進路指導に協力する。  
各学年委員長及び副委員長は本委員会に所属する。  
〔教務部長及び進路指導部長及び人権教育推進委員長〕
  - (3) 生活委員会  
会員及び生徒の保健・厚生の向上及び生徒の安全指導や教育環境の整備充実に協力する。

〔保健部長、生活指導部長及び環境緑化委員長〕

(4) 文化委員会

会員及び生徒の文化活動及び研修の充実に協力する。

〔特別教育活動部長、人権教育推進委員長〕

(5) 広報委員会

会員及び地域社会に対し、広報活動を企画し協力する。

〔特別教育活動部長〕

2 実行委員会

本会の役員、各委員会の正副委員長、校長、教頭、教職員若干名をもって構成し、本会の企画及び運営にあたる。

3 実行委員会及び各委員会は、必要に応じて隨時開く。

第11条 [会計監査] 本会の経理を監査するため、会計監査2名をおく。

1 会計監査の選出は第12条の規定による。

2 会計監査は毎年10月に中間監査を行い、4月に決算監査を行って、その結果を総会に報告する。

第12条 [役員等の選出] 役員及び会計監査(以下「役員等」という)の選出は、次により行う。

1 役員等の選出事務は、候補者指名委員会(以下、「指名委員会」という)が行う。

2 会員(教職員を除く)で役員等に就任しようとする者は、氏名及び就任しようとする役員等名を書面により、期日までに指名委員会に届け出なければならない。

3 指名委員会は、前項による届出者を含めて役員等名簿を作成し、総会で承認を得るものとする。

4 指名委員は実行委員より会長が委嘱する。

第13条 [弔事等規定] 弔事等規定については別途定める。

第14条 [規約改正] 本規約を改正するときは、総会の2週間前にその案を公示し、総会の出席者の三分の2以上の同意によって決定する。

[付則] この規定は、平成29年4月1日から施行する。

[付則] この規定は、令和2年4月1日から施行する。

[付則] この規定は、令和3年4月1日から施行する。

[付則] この規定は、令和6年4月1日から施行する。